

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
7	R2.8.3	R2.8.13	荒川都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和2年1月1日から令和2年6月30日までの間に、荒川都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	42	1															主税局荒川都税務所事業税課	
8	R2.8.3	R2.8.14	中央都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和2年1月1日から令和2年6月30日までの間に、中央都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	128	1															主税局中央都税務所法人事業税課	
9	R2.8.3	R2.8.14	港都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和2年1月1日から令和2年6月30日までの間に、港都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	189	1															主税局港都税務所法人事業税課	
10	R2.8.3	R2.8.14	豊島都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和2年1月1日から令和2年6月30日までの間に、豊島都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	73	1															主税局豊島都税務所事業税課	
11	R2.8.3	R2.8.14	立川都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和2年1月1日から令和2年6月30日までの間に、立川都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	59	1															主税局立川都税務所事業税課	
12	R2.8.3	R2.8.14	固定資産[証明・閲覧]申請書及び専属専任媒介契約書(写)	2		1														(7条2号)個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため(7条3号)法人に関する情報であり、公にすることにより当該法人の競走上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	主税局江東都税務所固定資産税課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
13	R2. 8. 5	R2. 8. 19	平成30基準年度固定資産税路線価の標準宅地番号01-087に係る鑑定評価書	4	1						1	1	1						(7条2号) 公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため (7条3号) 公にすることで、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条4項) 偽造された場合に、当該不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の財産などを脅かすおそれがあると認められるため (7条6号) 公にすることで、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	主税局中央都税事務所固定資産税課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。